

海面における共同漁業

免許 番号	漁業の免許を受けた者		漁業権の内容					関係地区	存続期間	
	住所	名称	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は 条件
海共 第1号	酒田市船場町 二丁目2番1 号	山形県漁業協同 組合	第一種共 同漁業	てんぐさ漁業	5/1-9/30	酒田市飛島 地先	酒田市飛島における最大高潮時海岸線と同線から距岸 5,500メートルの線によって囲まれた区域		酒田市飛島	平成25年9月1から 令和5年8月31日ま で
				えご漁業	7/1-9/30					
				わかめ漁業	3/1-7/31					
				のり漁業	11/1-翌4/30					
				あらめ漁業	3/1-6/30					
				あおさ漁業	1/1-7/31					
				もずく漁業	4/1-9/30					
				いぎす漁業	5/1-10/31					
				ほんだわら漁業	12/1-翌5/31					
				あわび漁業	12/1-翌8/31					
				さざえ漁業	周年					
				かき漁業	周年					
				いがい漁業	周年					
				にしがい漁業	周年					
				うに漁業	周年					
				なまこ漁業	周年					
				たこ漁業	周年					
			餌虫漁業	周年						
			第二種共 同漁業	いか小型定置漁業	1/1-6/30					
				あじ・たなご小型定置漁業	周年					
				とびうおさし網漁業	5/1-8/31					
				かれいさし網漁業	2/1-11/30					
				たい・こだいさし網漁業	周年					
めばるさし網漁業	周年									
海共 第2号	酒田市船場町 二丁目2番1 号	山形県漁業協同 組合	第一種共 同漁業	てんぐさ漁業	6/1-8/31	酒田市（飛 島を除 く。）及び 飽海郡遊佐 町地先	次の基点第1号、ア、イ及び基点第3号の各点を順次直線 で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域から 次の1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、 13、14、15、16及び17の各点を順次直線で結んだ線と最大 高潮時海岸線によって囲まれた区域を除いた区域（方位 は、真方位とする。以下この表において同じ。） 基点第1号 山形県と秋田県の境に設置した漁場基点 ア 基点第1号から291度30分4,000メートルの点 イ 基点第3号から294度43分4,000メートルの点 基点第3号 酒田市と鶴岡市の境に設置した漁場基点 1 旧酒田灯台（北緯38度56分41.9秒、東経139度49分 16.5秒）から20度53分18秒4,841メートルの点 2 1から291度50分1,050メートルの点 3 2から201度50分3,128メートルの点 4 3から227度50分2,040メートルの点 5 4から184度87メートルの点 6 5から201度50分294メートルの点	第二種共 同漁業に 係るさけ ・ぶり小 型定置漁 業のう ち、さけ 又はます を目的と するもの は10統以 内とす る。	酒田市（飛島を除 く。）及び飽海郡 遊佐町	同
				えご漁業	7/1-9/30					
				わかめ漁業	3/1-7/31					
				のり漁業	10/1-翌4/30					
				あおさ漁業	1/1-7/31					
				もずく漁業	3/1-9/30					
				いぎす漁業	6/1-10/31					
				あわび漁業	12/1-翌8/31					
				さざえ漁業	周年					
				かき漁業	周年					
いがい漁業	周年									
にしがい漁業	周年									
うに漁業	周年									
なまこ漁業	周年									
たこ漁業	周年									
餌虫漁業	周年									
	さけ・ぶり小型定置漁業	3/1-翌1/20								

			第二種共同漁業	はたはた小型定置漁業 かにさし網漁業 とびうおさし網漁業 たい・こだいさし網漁業 かれい・したびらめさし網漁業 えびさし網漁業 いそさし網漁業 ばいかご漁業 かにかご漁業	12/1-翌1/10 2/1-10/31 6/1-8/31 4/1-12/31 2/1-12/31 5/1-11/30 2/1-12/31 4/1-9/30 周年		7 6から227度50分726メートルの点 8 7から173度33分102.5メートルの点 9 8から226度48分36秒124.5メートルの点 10 9から137度59分24秒94.7メートルの点 11 10から47度40分48秒46.8メートルの点 12 11から178度27分36秒535.4メートルの点 13 12から118度40分490メートルの点 14 13から161度10分159メートルの点 15 14から162度540メートルの点 16 15から117度40分1,000メートルの点 17 16から355度57分108.メートルの点			
			第三種共同漁業	いわし地びき網漁業	4/1-11/30					
海共 第3号	酒田市船場町 二丁目2番1号	山形県漁業協同 組合	第一種共同漁業	てんぐさ漁業 えご漁業 わかめ漁業 のり漁業 あおさ漁業 もずく漁業 いぎす漁業 ほんだわら漁業 しがな漁業 うみそうめん漁業 あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 いがい漁業 にしがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 餌虫漁業	6/1-8/31 7/1-9/30 3/1-7/31 10/1-翌4/30 1/1-7/31 3/1-9/30 6/1-10/31 12/1-翌5/31 1/1-4/30 3/1-9/30 12/1-翌8/31 周年 周年 周年 周年 周年 周年 周年 周年	鶴岡市地先 (平成17年 9月30日に おける西田 川郡温海町 の区域を除 く。)	次の基点第3号、ア、イ及び基点第4号の各点を順次直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域(方位は、真方位とする。以下この表において同じ。) 基点第3号 酒田市と鶴岡市の境に設置した漁場基点 ア 基点第3号から294度43分4,000メートルの点 イ 基点第4号から295度45分4,000メートルの点 基点第4号 平成17年9月30日における鶴岡市と西田川郡温海町の境に設置した漁場基点	第二種共同漁業に係るさけ・ぶり小型定置漁業のうち、さけ又はますを目的とするものは7統以内とする。	鶴岡市(平成17年 9月30日における 西田川郡温海町の 区域を除く。)	同
			第二種共同漁業	さけ・ぶり小型定置漁業 あじ・たなご小型定置漁業 はたはた小型定置漁業 かにさし網漁業 とびうおさし網漁業 たい・こだいさし網漁業 かれい・したびらめさし網漁業 えびさし網漁業 いそさし網漁業 ばいかご漁業 かにかご漁業	3/1-翌1/20 3/1-11/30 12/1-翌1/10 2/1-12/31 6/1-8/31 4/1-12/31 2/1-12/31 5/1-11/30 2/1-12/31 4/1-9/30 周年					
			第三種共同漁業	いわし地びき網漁業	4/1-11/30					
海共 第4号	酒田市船場町 二丁目2番1号	山形県漁業協同 組合	第一種共同漁業	てんぐさ漁業 えご漁業 わかめ漁業 のり漁業 あおさ漁業 もずく漁業 いぎす漁業	6/1-8/31 7/1-9/30 3/1-7/31 10/1-4/30 1/1-7/31 3/1-9/30 6/1-10/31	鶴岡市(平成17年9月30日における西田川郡温海町の区	①の区域から②の区域を除いた区域 ① 次の基点第4号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第5号の各点を基点第4号、ア、オ、エ、ウ、イ、基点第5号の順に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域(方位は、真方位とする。以下この表において同	第二種共同漁業に係るさけ・ぶり小型定置漁	鶴岡市(平成17年 9月30日における 西田川郡温海町の 区域に限る。)	同

				ほんだわら漁業	12/1-翌5/31	域に限 る。)	じ。) 基点第4号 平成17年9月30日における鶴岡市と西田川 郡温海町の境に設置した漁場基点 ア 基点第4号から295度45分4,000メートルの点 イ 基点第5号から227度23分31秒490.5メートルの点 ウ イから275度47分58秒2,430メートルの点 エ ウから5度47分58秒1,000メートルの点 オ エから268度47分58秒1,520メートルの点 基点第5号 山形県と新潟県の境に設置した漁場基点 ② 基点第5号から330度31メートルの地点を中心とする 半径31メートルの円のうち基点第5号とカを結んだ線 の南東側の円弧、カとキを結んだ直線、キから28度 266メートルの地点を中心とする半径266メートルの円 のうちキとクを結んだ線の南西側の円弧、ク、ケ、 コ、サ、シ、ス、セ及びソの各点を順次直線で結んだ 線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 カ 基点第5号から265度30分31メートルの点 キ カから298度30分39メートルの点 ク キから309度105.9メートルの点 ケ クから321度30分31メートルの点 コ ケから225度30分129.8メートルの点 サ コから305度30分142.5メートルの点 シ サから332度30分174.5メートルの点 ス シから62度150.5メートルの点 セ スから333度50分291.3メートル ソ セから291度30分63.5メートルの点	業のう ち、さけ 又はます を目的と するもの は7統以 内とす る。			
				しがな漁業	1/1-4/30						
				うみそうめん漁業	3/1-9/30						
				あわび漁業	12/1-翌8/31						
				さざえ漁業	周年						
				かき漁業	周年						
				いがい漁業	周年						
				にしがい漁業	周年						
				うに漁業	周年						
				なまこ漁業	周年						
				たこ漁業	周年						
				餌虫漁業	周年						
				第二種共 同漁業	さけ・ぶり小型定置漁業						3/1-翌1/20
					あじ・たなご小型定置漁業						3/1-11/30
					はたはた小型定置漁業						12/1-翌1/10
					かにさし網漁業						2/1-10/31
					とびうおさし網漁業						6/1-8/31
					たい・こだいさし網漁業						4/1-12/31
					かれい・したびらめさし網漁業						2/1-12/31
					えびさし網漁業						5/1-11/30
					いそさし網漁業						2/1-12/31
					ばいかご漁業						4/1-9/30
				かにかご漁業	周年						
第三種共 同漁業	いわし地びき網漁業	4/1-11/30									